

## 戦略的基盤技術高度化支援事業の提案申請時によくある間違いについて

### 1. 応募要件について

- ① 中小ものづくり法の認定（以下「法認定」）と戦略的基盤技術高度化支援事業（以下「本事業」）の片方しか申請していない。
- ② 法認定を受けているが、認定期間より長い研究開発期間を希望している。
- ③ 中小企業要件を満たしていない（みなし大企業に注意）。
- ④ 主たる研究実施場所でない経済産業局に提案書を提出した。
- ⑤ 事業管機関が要件を満たしていない。
- ⑥ 総括研究代表者（PL）又は副総括研究代表者（SL）が要件を満たしていない。

- ① 戦略的基盤技術高度化支援事業（以下「本事業」）へ応募する事業は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に基づく**認定**を受ける必要があります。認定申請の方法につきましては、関東経済産業局 HP をご覧ください。（<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/seizousangyou/sapoin/check.html>）
- ② 認定を受けた研究開発期間より長い研究開発を希望する場合は、**変更認定申請**を行う必要があります。2ヶ年計画の研究開発期間の終期は平成24年3月以降、3ヶ年の研究開発期間の終期は平成25年3月以降になります。

例)

法認定計画の研究実施期間	本事業の研究開発期間	コメント
平成21年4月17日～ 平成24年3月31日	平成22年5月1日～ 平成24年3月31日	○（変更認定申請が不要） 法認定計画の研究実施期間＞本事業の研究開発期間
平成21年4月17日～ 平成24年3月31日	平成22年5月1日～ 平成25年3月31日	×（変更認定申請が必要） 法認定計画が3年間であっても、終期が平成24年なので、2年度の応募しかできません

- ③ 本事業の資金計画は、中小企業が使用する機械装置費と中小企業が受け取る額の合計額の2/3以上である必要があります。大企業の出資や大企業の役員が1/2を超える場合、みなし大企業の可能性があります（公募要領P10）。みなし大企業は、本事業の2/3要件の算定では中小企業として取り扱いませんのでご注意ください。
- ④ 本事業の提出先は、事業管理者の所在地ではなく、特定研究開発等の拠点となる施設の所在地（都県）の経済産業局です。（公募要領の表紙参照）
- ⑤ 事業管理機関は、研究開発計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理等の事業管理及び研究開発成果の普及を主体的に行う者です。また、国との委託契約における受託者として、契約上の責任を有します。（その他要件は、公募要領P2）。
- ⑥ PL・SLは、事業管理機関又は研究実施機関に所属します。両名のうちいずれか1名は、必ず法認定事業者の研究員であることとします。（その他要件は、公募要領P2）。

### 2. 本事業と法認定申請の関係について

- ① 計画名、主たる技術、特定研究開発等の拠点となる施設が、法認定計画と違う。
- ② 計画の内容、目標値、研究開発規模が法認定計画と大きく違う。
- ③ 法認定計画申請者、共同申請者及び別表4に記載した協力者の中で、本事業の共同研究機関、アドバイザーのどちらにも参加していない機関がある。

- ①② 本事業の応募対象は、法認定計画を基本とした研究開発等の事業になります。計画名、主たる技術、特定研究開発等の拠点となる施設は、本事業と法認定計画は同じです。本事業の研究開発法認定計画より研究開発の内容を詳細にわかりやすくブラッシュアップすること、目標値を高めることは可能です。計画の内容、目標値、研究規模が大きく変わる場合は、法認定研究実施期間の延長をする場合は、変更認定申請が必要です。計画期間については、1. ③をご参照下さい。
- ③ 法認定計画申請者、共同申請者、法認定計画別表4に記載者全てが参加する必要があります。共同体メンバーの入れ替え、追加は可能ですが、削除はできません。(交付要綱P3)。

### 3. 提案書の記載に多い間違いについて

①	1. 計画名及び認定番号が書かれていない。(申請中の場合は「申請中」と記載)	【様式1】
②	4. 代表者印が押印されていない。	
③	5. 6. 総括研究代表者(PL)、副総括研究代表者(SL)の所属組織が書かれていない。	
④	(1)(2)計画名、研究開発期間が書かれていない。	【様式2-1】
⑤	(3)提案経費総額が【様式2-4】と合致していない。	【様式2-1】
⑥	研究開発スケジュールの実施内容に使用する機器設備が書かれていない。	【様式2-3】
⑦	資金計画表を添付し忘れている。	【様式2-4】
⑧	資金計画表を年度ごとに作成していない。	
⑨	機器設備費に購入する機械装置が書かれていない。	
⑩	研究開発費年度合計(税込)が、初年度4,500万円、2年度は初年度の2/3以下、3年度目は初年度の1/2以下になっていない。	
⑪	2.研究実施機関の中小企業チェック、法認定チェックに○又は△が書かれていない。	【様式3-1】

### 4. 提出書類について

- ① 提出書類に不足しているものがある。(提案書、決算報告書、定款)  
 ② CD-Rに保存されていない電子媒体がある。(提案書、決算報告書、データ入力表等)

①平成22年度より提出部数が11部から2部となりました。公募要領P31<提案書類チェックシート>を活用し、提出漏れをチェックしてください。認定申請を同時に行う場合は、認定申請にも決算報告書の写しが必要です。事業管理者が認定申請者である場合、認定申請にも定款の写しが必要です。

特に、様式2-4、類似計画等状況説明書の添付洩れが多くなっています。

②平成22年度より、電子媒体で審査を行いますので、CD-Rへのデータ保存洩れに十分ご注意下さい。(公募要領P32) \*提出書類に不備がある場合、審査対象とならないことがあります。

